

月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第6号

6

JUNE 2019

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



九重“夢”大吊橋（大分県）
表紙イラスト 永吉 秀司

日本一高い歩行者専用吊橋として知られ、その高さは173m、長さは390m。橋の上からは、日本の滝百選に選ばれた名瀑「震動の滝」や九重連山を眺めることができます。足下にはモミヤツガ、カツラなどの原生林が広がり、新緑と紅葉の名所として名高い「九酔溪」の景観も楽しめます。

CONTENTS

2

特別寄稿

厚生労働統計と WHO国際統計分類、ICD-11

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付
保健統計室 国際分類情報管理室 室長

森 桂



5

ネットワーク

安全・安心で質の高い健康・医療に 貢献する画像医療システム

一般社団法人日本画像医療システム工業会 会長 新延 晶雄

6

トピックス

審査情報提供事例（医科）を公表

7

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載119回

消化器内視鏡治療 おなかを切らずに、ここまでできる！

かごしま高岡病院（鹿児島県）副院長 松元 淳

8

おたずねに答えて-Q & A-

10

お客様の声から

14

平成30年度診療報酬改定の解説

16

保険請求の基礎知識

21

クローズアップ ～支払基金の職員を紹介します～

小規模支部のメリットを活かして 業務全般にわたりレベルアップ

島根支部審査業務第2課 審査業務第3係長 高橋 和美

22

医療保険等の動き マンスリーノート

24

支払基金における審査状況（平成31年2月審査分）

26

医療費の動向 診療報酬等確定状況（平成31年2月診療分）

28

支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新

29

インフォメーション

保険請求の基礎知識

時間外緊急院内検査加算（外来迅速検体検査加算又は時間外緊急院内画像診断加算を含む。）を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（以下「診療報酬請求書等の記載要領」という。）の別表Ⅰに示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
201	D	時間外緊急院内検査加算	検査開始日時を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨を記載すること。	820100129	— 引き続き入院
202	D	外来迅速検体検査加算	(外来診療料を算定した場合であって、当該診療料に包括される検査のみに対して当該加算を算定した場合) 当該加算を算定した日に行った検体検査の項目名を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨を記載すること。	820100129	— 引き続き入院
260	E	時間外緊急院内画像診断加算	撮影開始日時を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨記載すること。	820100129	— 引き続き入院

※ 「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

※ 「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

【通知】平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号

別添 1 (抜粋)

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

通則1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。

(1)~(3) (略)

(4) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

通則2 (略)

通則3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のう

ちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

(1)~(4) (略)

(5) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

第4部 画像診断

通則1~2 (略)

3 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において撮影及び画像診断を行った場合は、時間外緊急院内画像診断加算として、1日につき110点を所定点数に加算する。

(1)~(3) (略)

(4) 入院中の患者には当該加算は算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、画像診断の結果入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合はこの限りではない。

今回は①「時間外緊急院内検査加算（外来迅速検体検査加算又は時間外緊急院内画像診断加算を含む。）を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について」②「う蝕処置の算定について」③「歯周基本治療処置の算定について」④「「**中服薬**」での「嚥下困難者用製剤加算」の算定について」を掲載します。

診療報酬明細書 (医科入院)				令和 1 年 5 月分 県番:	医コ:	医科	1 社保	1 単独	1 本入
一				一					
公費①				公費①					
公費②				公費②					
区 分					特 記 事 項				
氏 名					保 険 医 療 機 関 の 所 在 地 及 び 名 称				
職 務 上 の 事 由									
傷 病 名					診 療 開 始 日				
(1) 高血圧性緊急症(主)					(1) 令 1.05.17				
(2) 脳血管障害の疑い					(2) 令 1.05.17				
(3) 糖尿病					(3) 令 1.05.17				
1 1 初 診					1 回 762 公費分点数				
1 3 医 学 管 理									
1 4 在 宅									
2 1 内 服					単				
2 2 吐 服					単				
2 3 外 用					単				
2 4 調 剤					日				
2 6 麻 毒					日				
2 7 調 基									
3 0 3 1 皮下筋肉内					回				
3 2 静 脈 内					回				
3 3 そ の 他					回				
4 0 処 置					回				
5 0 手術・麻酔					回				
6 0 検査 病理					5 回 585				
7 0 画像 診断					回				
8 0 そ の 他					回				
他 薬 剤									
入院年月日					令和 1 年 5 月 17 日				
9 0 病 診					9 0 入院基本料・加算				
					2,437 × 1 日 2,437				
					1,827 × 1 日 1,827				
					× 日				
9 2 特定入院料・その他									
診療報酬					診療報酬				
請求点					請求点				
5,611					5,611				
決定点					決定点				
負担金額円					負担金額円				
食費・薬費					食費・薬費				
生活環境					生活環境				
請求点					請求点				
決定点					決定点				
標準負担額円					標準負担額円				
公費①					公費①				
公費②					公費②				

事例① 医科

時間外緊急院内検査加算（外来迅速検体検査加算又は時間外緊急院内画像診断加算を含む。）を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

本事例については、時間外緊急院内検査加算が算定されています。

